

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社ではコーポレート・ガバナンスを経営統治機能と位置付けており、企業価値を継続的に高めていくための不可欠な機能であるとの認識に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めております。また、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と意思決定における透明性及び公平性を確保することが極めて重要と考えております。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、株主、投資家及び事業パートナーをはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を得ることも重要な経営課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-2】

当社は、中期経営計画の公表は行っておりません。当社を取り巻く変化の激しい事業環境においては適宜適切な変化対応が求められる中で、中期経営計画を公表することが、かえって投資家の皆様当社の意図するところと違った判断を与える可能性があると考えております。一方、当社は、単年度事業計画の進捗状況について、取締役会の他、経営会議等におけるモニタリングを通じ適宜対応施策を議論し、今後の事業計画に反映させております。これらを踏まえ、決算説明会等において、投資家の皆様今後の事業展開や事業計画およびその進捗状況等について説明することとしております。

【補充原則4-1-3】

当社は、最高経営責任者の後継者計画を現時点では明確に定めておりません。今後、後継者計画の立案の必要性が生じた場合には、取締役会において、各取締役・各監査役との意見交換により、人格・見識・実績を勘案し後継者候補と認められる人材の中から選定する方針です。

【原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所の独立性基準に準拠した基準に基づき取締役会で審議し、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-10-1】

当社は、指名・報酬等の重要な事項については、代表取締役社長が案を取締役に提出し、社外取締役を含めた取締役会で決議しております。独立社外取締役は2名であり、取締役会の過半数に達しておらず、また、独立した諮問委員会も設置しておりませんが、取締役会では、全員独立役員である監査役3名(常勤1名、社外2名)を含め、活発に議論しており、その役割・責務を果たすための体制整備を行っております。今後は、より独立性・客観性ある手続きを確立するため独立した諮問委員会の設置等も視野に入れ、よりよいガバナンス体制の整備を検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4:いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との関係強化が当社グループの事業拡大に資すると見込まれる場合、保有意義及び経済合理性について十分に審議検討の上、上場会社の株式を保有することとしております。

【原則1-7:関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び取締役と会社間の利益相反取引については、法令及び取締役会規程の定めに基づき、取締役会での決議を要することとしております。

【原則2-6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を導入しております。60歳以降のゆとりある生活設計のために税効果を得ながらの資金準備手段を提供することを目的としております。担当部局は、従業員の安定的な資産形成と財政の健全性を維持するために実務を遂行しており、運用やその状況について運用を委託する金融機関と適時情報交換を行い、運用管理しております。

【原則3-1:情報開示の充実】

当社は、以下の事項について開示・公表し、主体的な情報発信を行っております。

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ホームページに開示しております。また、経営計画については、決算説明会において、各事業年度の業績見通しを公表しております。

() 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

有価証券報告書「第4 4.コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬(兼務執行役員を含む)については、本報告書「[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。従業員身分兼務執行役員の報酬については、社員人事考課制度の基準に基づき、常勤取締役による「評価内容及び給与改定額」の審議を経て決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補の指名については、社長が、経験、見識、専門知識、経歴等を総合的に勘案し、最適任と認められる者を適正に選定し、監査役については監査役会の承認を得たうえで取締役会に提案し、取締役会の決議を経て、株主総会にて選任をお諮りしております。執行役員の選解任については、執行役員規程および決裁権限規程に基づき、社長が取締役会に提案して、取締役会において選任しております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補の指名については、株主総会招集通知に理由、経歴等を記載いたしております。執行役員の選解任については、業務に関する

る専門知識、経営執行能力、革新性、指導力等を勘案し、執行役員規程に基づき、取締役会にて決議いたしております。選解任に当っては、取締役会において選解任理由について十分な説明を行っております。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会決議事項については、法令・定款に定める事項の他、取締役会規程に詳細を規定しております。取締役会決議事項以外の重要事項については、経営会議規程(経営会議上程基準)の他、職務権限規程に決裁権限基準を規定し、迅速な意思決定を行っております。

【原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所の独立性基準に準拠した基準に基づき取締役会で審議し、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である11名以内であることを前提とします。取締役候補者の決定に際しては、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成し、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材や経営管理に適した人材等、専門性に配慮しながら、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保いたします。また当社は、コーポレート・ガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、東京証券取引所の独立性判断基準に準拠した基準を満たす独立性のある社外取締役を複数名選任することとしております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役及び監査役の他の上場企業の役員の兼務状況については、合理的な範囲であり、株主総会招集通知や有価証券報告書にて、重要な兼職の状況を毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、毎年、各取締役に対して質問票によるアンケートを行い、取締役会の実効性に関する分析・評価を行います。分析・評価の結果の概要については、定時株主総会招集通知に記載して開示することを予定しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役に対し、その経営監督・監査機能が十分に発揮できるよう業務上必要となる知識の習得の機会を、取締役・監査役の要望に応じ、また、取締役会事務局の提案により提供しております。なお、その際の費用負担については会社負担としております。

【原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、企業価値を継続的に高めていくための不可欠な機能であるとの認識に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めると同時に、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しております。

そのため、IR体制を整備し、当社の業績や経営方針に対する理解を得るため、適宜情報開示を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高島 宏平	4,847,200	13.27
株式会社リクルート	2,648,000	7.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,974,900	5.41
GOLDMAN SACHS & CO. REG	1,390,849	3.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,144,500	3.13
藤田 和芳	1,032,516	2.83
株式会社NTTドコモ	1,000,000	2.74
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	900,000	2.46
堤 祐輔	720,000	1.97
BNY GCM CLIENT ACCOUT JPRD AC ISG (FE-AC)	668,231	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

(注)当社は、自己株式を1,469,655株保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
花田 光世	学者												
田中 仁	他の会社の出身者												
渡部 純子	他の会社の出身者												
櫻井 稚子	他の会社の出身者												
小脇 美里	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
花田 光世		2010年6月に花田光世氏が代表を務める組織調査研究所と契約を締結し、当社従業員に対するマネジメント研修を実施しておりました。なお、当該研修に対する対価は僅少なものであります。	花田光世氏は、慶應義塾大学名誉教授として企業経営全般に関して幅広い知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見が期待されることから、社外取締役として選任いたしました。また、同氏は独立役員の要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。

田中 仁		田中仁氏は、株式会社ジinzの代表取締役であり、当社と同社との間では商品仕入れの取引関係があります。なお、取引金額は当社及び同社においても僅少なものであります。	田中仁氏は、長年にわたり株式会社ジinzの代表取締役社長を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言及び意見が期待されることから、社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は独立役員要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。
渡部 純子	-		渡部純子氏は、リクルートグループにおいて全社CRM戦略室室長として、顧客管理に関するマネジメントに関して幅広い知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待されることから、社外取締役として選任いたしました。
櫻井 稚子	-		櫻井稚子氏は、長年にわたる株式会社ABC Cooking Studioでの経験を有し、現職においてはコンテンツビジネスに関する豊かな知見を有しており、当社の経営に対する様々な助言及び意見を期待することができることから、社外取締役として選任いたしました。
小脇 美里	-		小脇美里氏は、フリーの立場で、衣食住の生活シーンに係る各種企画立案、コンサルティング、書籍出版等を経験されてきました。それは、生活者・消費者側の視点での活動でもあります。これらの経験と知見は、食分野で新しい事業価値の創設を追求する当社にとって、有益な視点での助言を期待できるものであります。 なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として選任いたしました。 また、同氏は独立役員要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。内部監査室及び監査役と会計監査人との間の情報交換・意見交換については、会計監査人が監査を実施する都度開催される監査講評に内部監査室及び監査役が同席することによって情報の共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について随時意見交換等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
乙部 智佳	他の会社の出身者													
諸江 幸佑	他の会社の出身者													
小久保 崇	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
乙部 智佳	-		乙部智佳氏は、株式会社ディー・エヌ・エーの創業メンバーの一人として管理部門や内部監査部門を立ち上げた後に監査役に就任され、管理部門全般を同社の成長とご担当されました。その後、これらの経験を生かして、個人事業主として、スタートアップを中心とする企業運営の全般を支援され、さまざまな規模や業種のガバナンス・コンプライアンス問題に関わられてきました。これらの経験知見から、引き続き新しい事業価値を追求する当社のガバナンスに対して有益なアドバイスをいただくことを期待し、社外監査役として選任いたしました。
諸江 幸佑	-		諸江幸佑氏は、外資系証券会社における小売・流通分野のアナリストとして長年の経験を有しており、企業金融や小売・流通分野に関する幅広い知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外監査役として選任いたしました。
小久保 崇	-		小久保崇氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外監査役として選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は原則として社内取締役及び従業員(従業員内定者を含む)ですが、社外監査役の一部と社外協力先にも付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2021年2月25日付取締役会で以下の内容で決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責や業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、役位、担当職務、各期の業績、他社水準を踏まえて決定する固定報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された総額の範囲内で、役位、担当職務、各期の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受け、その権限の内容は基本報酬の額の決定とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役は、社外第三者を含めた役員報酬諮問会議で審議した内容を尊重して決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは経営企画本部が行っております。また非常勤監査役に対する情報伝達は常勤監査役が定期的に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1) 会社の機関の基本説明

a. 取締役会

当社の取締役会は取締役10名(うち社外取締役5名)により構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役会で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役会の業務執行状況の監査を行っております。

b. 経営会議

当社は常勤取締役、常勤監査役及び各部門責任者による経営会議を定期的開催しており、これにより日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化を図っております。

c. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また、監査役会は、原則として定例取締役会と同日に開催しております。

d. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

2) リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理及びコンプライアンス体制整備については、リスク管理委員会を中心に実施しております。同委員会は執行役員他によって構成され、常勤監査役も常に参加しており、役職員に対するコンプライアンス意識の普及・啓発や法令違反行為等の通報の受付と事実関係の調査等をその任務としております。具体的には、テーマごとの分科会活動を中心として、また、月1回定例の会議を開催し、内部通報の有無の確認や、反社会的勢力への対応、労務関連の法令遵守状況などコンプライアンスに関連する事項のほか、リスク管理に関する事項、ディスクロージャー(適時開示)に関する事項等について、報告並びに議論を行っております。

また、当社では、公益通報者保護法の趣旨に則り、コンプライアンスの徹底に資することを目的として内部通報制度（「企業倫理ホットライン」という。）を定めております。当社の従業員は、本制度を通じ、公益通報者保護法に定める法令違反及びその他の重大なコンプライアンス違反等の通報対象の事実が生じているか、又は、まさに生じようとしていることを、予め定めた企業倫理ホットライン窓口担当者に通報することができます。また、通報者にはしかるべき保護措置を行うほか、通報された情報等は企業倫理ホットライン窓口担当者よりリスク管理委員会に報告があり、必要な場合、是正措置を行うこととしております。

加えて、全ての当社役員が遵守すべき規範として「倫理規程」を設け、その普及・啓蒙に努めております。また、個別業務に関するコンプライアンスへの取り組みとして、個人情報保護法、景表法、特商法といった当社業務と関連の深い諸法令の遵守状況の確認や、研修などを通じた法令に関する知識の普及などを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や事業内容から、監査役会設置会社が最適であると判断しており、社外取締役5名（うち3名は独立役員）、社外監査役3名（うち3名は独立役員）を選任することで、取締役会に対する牽制及び監視機能の向上を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	2020年第23期定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2020年第23期定時株主総会より、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2021年第24期定時株主総会より、招集通知(要約)の英文での提供を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイト内にディスクロージャーポリシーを公表しております。情報開示について、開示基準や方法に加えて、コミュニケーションの充実に向けた施策、IR活動沈黙期間について記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりませんが、個人投資家向けIRイベントへの参加等を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算発表時の年2回開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年1回北米などで海外投資家向けのロードショーを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトに投資家向け情報ページを設け、決算情報や適時開示情報の掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部内にIR部門を設置しております。	
その他	逐次、国内外のアナリスト・機関投資家向けに個別インタビューを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念「これからの食卓、これからの畑」の実現、食に関する社会課題をビジネスの手法で解決するための行動規範として、お客様、取引先、社員、株主、社会というステークホルダーに対してどのような企業行動を取っていくのかを定めております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社の基本的なビジネスモデルは、お客様からのご注文に対する契約生産者等からの直接仕入れ、宅配による販売につき店舗在庫を持たないことから、流通過程における食材の廃棄ロスを最小限に抑えております。商品については自然の力を最大限活用し環境負荷を抑えたものを取り扱っており、宅配時に使用する資材についてもCO2排出量の少ない紙を使用しております。</p> <p>また、先進国の肥満と開発途上国の飢餓の問題を同時に改善することを目的とするNPO法人「TABLE FOR TWO」に賛同し活動に協力するとともに、東日本大震災の復興支援団体である「東の食の会」の特別会員企業としても支援しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>金融商品取引法などに基づく法定開示制度や、東京証券取引所が定める適時開示規則に則って、適時適切な情報開示に努めております。法定開示や適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えられる重要な情報については、すべてのステークホルダーが平等に入手できるように、公平かつ迅速に開示しております。このほか、ウェブサイトなどを通して、各ステークホルダーに向けた情報開示の拡充に取り組んでおります。</p>
<p>その他</p>	<p><女性の活躍支援について></p> <p>当社は、在宅勤務制度を整える等、性別に関わらず多様な働き方が出来るようなインフラ整備を行っております。また、積極的に女性の活用を進め、正社員中女性従業員の比率は約48%となっており、育児中の女性が働きやすいように時短勤務や、育休復帰を行いやすいように認可外保育園に預ける場合の補助等の制度を導入しております。</p> <p>なお、女性の管理職比率は約18%となっており、今後も積極的に性別を問わず優秀な人材を登用していく予定です。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年10月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しました。その後当該基本方針については、平成19年9月、平成20年5月、平成21年4月、平成24年11月、平成27年4月、平成28年4月に適宜見直しを実施しております。

現在運用されている当該基本方針は、平成28年4月21日開催の取締役会において改訂されたものであり、その概要は下記のとおりです。なお、必要に応じて今後も適宜見直しを実施してまいります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
10. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役による職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. 財務報告の適正性を確保するための体制
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

また、当社では、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程によって役職員の組織的位置付けやなすべき業務、職務上の執行権限を明確にするとともに、稟議手続を明確に定めることで適切な権限委譲と組織内の牽制効果を発揮し、健全な経営体制の構築を図っております。

この他、内部統制に関連する規程として「リスク管理委員会規程」、「内部通報規程」、「倫理規程」、「危機対応規程」を策定し、全社員向けに周知徹底を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を謳った「反社会的勢力対策についての宣言」を、平成20年3月11日開催の取締役会において決議し、新規取引開始時の取引先の属性チェックの実施、並びに反社会的勢力排除条項及び誓約書の整備取得を進めることにより、反社会的勢力及びそれに共生するグループとの関係が発生しないよう未然防止に努めております。

また反社会的勢力からの接触があった場合に備えて「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、管理本部を中心にその対応に当たることを定めるほか、必要とあれば早期に顧問弁護士や警察・暴追センターに相談し適切な措置を講ずる体制としております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

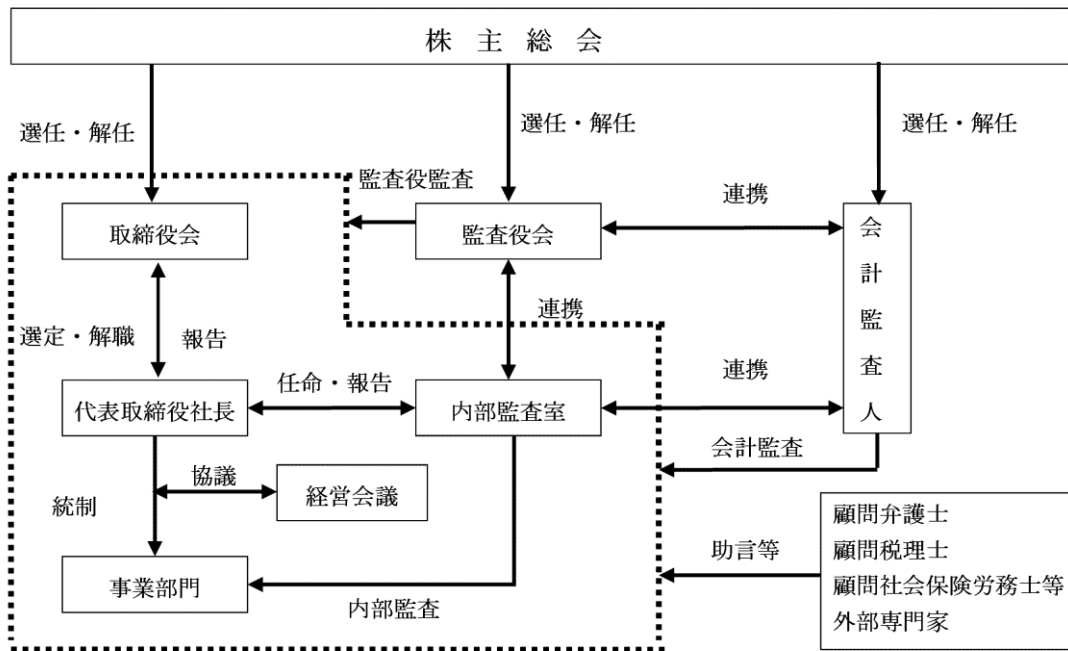
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

